

Q265. 休日を定めずに毎日働かせ続けた場合、休日労働に対応する残業代（休日割増賃金）を支払う必要はありますか。

労基法 35 条 1 項は、「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも 1 回の休日を与えなければならない。」と定めていますが、「週」は「起算日から計算して 7 日の期間」を意味し、この期間が休日付与義務の単位期間になります。

したがって、休日を定めずに毎日働かせ続けた場合であっても、勤務開始日を起算日とした 7 日の期間を単位期間として、少なくとも 1 回の休日を与えなければならないと考えられますから、勤務開始から 7 日目、14 日目、21 日目…と、7 の倍数の日は法定休日となり、これらの日の労働に対しては、休日労働に対応する残業代（休日割増賃金）を支払う必要があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎